

阿賀野市告示第 1 4 5 号

阿賀野市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 2 6 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市機構集積協力金交付要綱（平成 2 7 年阿賀野市告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「別記 3」を「別記 2」に改める。

第 3 条の表を次のように改める。

区分	交付対象	交付金額
地域集積協力金	実施要綱別記 2 第 5 の 1 の規定に該当する地域	実施要綱別記 2 第 5 の 3 及び 4 の規定に該当する金額を交付
集約化奨励金	実施要綱別記 2 第 6 の 1 の規定に該当する地域	実施要綱別記 2 第 6 の 2 及び 3 の規定に該当する金額を交付

第 4 条中「から第 4 号様式まで」を「及び第 2 号様式」に改める。

第 5 条中「第 5 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 6 号様式」を「第 4 号様式」に改める。

第 1 号様式中「別記 3 第 5 の 3」を「別記 2 第 5 の 3」に改める。

第 2 号様式中「別記 3 第 6 の 2」を「別記 2 第 6 の 2」に改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式を削り、第 5 号様式を第 3 号様式とし、第 6 号様式を第 4 号様式とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 2 6 日から施行し、改正後の阿賀野市機構集積協力金交付要綱の規定は、令和 6 年 3 月 2 9 日から適用する。